

岐阜県警察訓令第 14 号

各所属長

旅行命令等の権限の委任に関する訓令を次のように定める。

平成 7 年 4 月 1 日

岐阜県警察本部長 加藤 伸宏

旅行命令等の権限の委任に関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、警察庁旅費取扱規則（昭和 39 年総理府令第 11 号）第 4 条第 2 項及び第 4 項に規定する旅行命令等の権限の委任等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅行命令権者)

第 2 条 警察本部長は、次の表の左欄に掲げる職員に、同表右欄に掲げる職員に対する旅行命令等の権限を委任する。

旅行命令権者	旅行命令を受ける職員
部長、総務室長	各部又は総務室内の組織犯罪対策統括官、参事官、所属長、上席監察官、監査室長、管理官、管理監、監察官、総括情報管理官及び警察航空隊長
警察本部の所属長	所属職員
警察学校長	警察学校長、所属職員及び学生
警察署長	署長及び署員

(代理)

第 3 条 前条に規定する旅行命令権者は、事故のためその職務を行うことができない場合に、その職務を代理することができる者を同表中当該旅行命令を受ける職員の中から指定することができる。この場合、旅行命令権者は、別記様式によりその官職氏名等を総務室会計課長に通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 27 日岐阜県警察訓令第 2 号）

この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 8 日岐阜県警察訓令第 4 号）

この訓令は、平成 14 年 3 月 8 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 16 日岐阜県警察訓令第 6 号）

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 5 日岐阜県警察訓令第 3 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日岐阜県警察訓令第 7 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日岐阜県警察訓令第 9 号）
この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日岐阜県警察訓令第 10 号）
この訓令は、平成 25 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日岐阜県警察訓令第 17 号）
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日岐阜県警察訓令第 16 号）
この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

年 月 日

総務室会計課長 殿

(所属長名)

旅行命令権者の代理者の届出について
警察庁旅費取扱規則第4条第4項の規定に基づく旅行命令権者の職務を代理できる職員
を下記のとおり指定する。

記

職 名	階 級	氏 名	備 考